

○国立大学法人上越教育大学職員懲戒規程に基づく審査申合せ

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 平成27年3月20日

国立大学法人上越教育大学職員懲戒規程（平成16年規程第43号。以下「職員懲戒規程」という。）第4条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）が行う国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の大学教員の懲戒に係る審査については、この申合せによるものとする。

（審査説明書の交付）

1 教育研究評議会は、職員懲戒規程第4条第2項第1号の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した別記第1号様式の審査説明書を審査を受ける者に交付しなければならない。

- (1) 審査を受ける者の氏名、所属、職名及び職務の級
- (2) 処分の種類及び程度
- (3) 根拠条項
- (4) 審査の理由
- (5) 審査をすることを決定した日及び審査説明書を交付した日
- (6) 教育研究評議会に対して口頭又は書面で陳述することを請求できる旨の教示及び請求期間

（陳述の請求手続）

2 審査説明書の交付を受けた者のうち職員懲戒規程第4条第2項第2号に規定する陳述の機会が与えられるよう請求する者（以下「請求者」という。）は、審査説明書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した別記第2号様式の陳述請求書の正副各1通を教育研究評議会に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び職名
- (2) 陳述請求の理由
- (3) 陳述の方法
- (4) 参考人の要否

3 陳述請求書には、請求者が必要と認める資料を添付することができる。

4 請求者が参考人を要請するときは、その氏名、職業又は職名、住所及び参考人を要請する理由を記載した別記第3号様式の参考人要請書を陳述請求書に添えて提出しなければならない。

（陳述請求書の変更）

5 請求者は、陳述請求書に記載した事項を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を教育研究評議会に書面で届け出なければならない。

（陳述請求の取下げ）

6 請求者は、その者の陳述請求に係る事案に関する教育研究評議会の審査が終了するまでの間は、陳述請求を取り下げることができる。

7 陳述請求の取下げは、書面をもって教育研究評議会に申し出なければならない。

(陳述)

- 8 教育研究評議会は、陳述請求書を受領したときは、その措置を決定し、必要と認める事項を口頭陳述の日又は陳述書提出期日の5日前までに請求者に書面で通知するものとする。
- 9 請求者は、教育研究評議会から口頭陳述の通知を受けたときは、指定された日時及び場所に出頭し、又は書面陳述の通知を受けたときは、指定された期日までに陳述書を教育研究評議会に提出しなければならない。
- 10 請求者は、病気その他やむを得ない理由で指定された期日に口頭陳述ができないとき又は陳述書を提出できないときは、その日時の変更を書面をもって請求することができる。
- 11 教育研究評議会は、前項に規定する請求が正当な理由に基づくものと認めるときは、新たな日時を指定し、書面で通知しなければならない。
- 12 陳述書その他の資料の補充、訂正又は変更は、書面によらなければならない。
- 13 請求者が正当な理由がなく指定された期日に口頭陳述をしなかったとき又は陳述書を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。

(参考人の陳述等)

- 14 教育研究評議会は、審査に関し必要があると認めるときは、参考人その他必要と認める者(以下「参考人等」という。)に対し、陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 15 教育研究評議会は、必要があると認めるときは、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則(平成16年規則第3号。以下「教育研究評議会規則」という。)第8条第2項の規定にかかわらず、本法人の職員以外の者を教育研究評議会に出席させ陳述又は説明を求めることができる。

(調査特別委員会の設置等)

- 16 教育研究評議会が必要があると認めるときは、この申合せに基づく審査に係る事案の事実その他必要な事項の調査を行わせるため、教育研究評議会規則第9条第1項に基づき調査特別委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。
- 17 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

(構成員からの除外)

- 18 教育研究評議会が職員懲戒規程第4条に該当する事案の審査を行うに当たり審査を受けることとなる者が教育研究評議会の構成員であるときは、当該構成員は審査に係る教育研究評議会に出席することができないものとする。

(審査の非公開)

- 19 審査に関する教育研究評議会(委員会を含む。)の会議は、公開しないものとする。

(その他)

- 20 この申合せに定めるもののほか、この申合せの実施に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

附 記

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

附 記(平成27年3月20日)

この申合せは，平成27年4月1日から実施する。

別記第1号様式（第1項関係）

審 査 説 明 書

(氏 名)	(所 属)
(職 名)	(職務の級)
(処分の種類及び程度)	(根拠条項)
(審査の理由)	
<p>国立大学法人上越教育大学教育研究評議会は、上記の理由により国立大学法人上越教育大学職員懲戒規程に基づく審査を行うことを決定したので、この審査説明書を交付します。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人上越教育大学教育研究評議会議長 国立大学法人上越教育大学長</p>	
(決定日) 年 月 日	(交付日) 年 月 日
<p>(教 示)</p> <p>この審査説明書を受領した後14日以内に国立大学法人上越教育大学教育研究評議会に対し、口頭又は書面により陳述する機会が与えられるよう請求することができます。</p>	

別記第2号様式（第2項関係）

陳 述 請 求 書

(氏 名)	(職 名)
(陳述請求の理由)	
(陳述の方法) 口頭陳述 を希望します。 書面陳述	
(参考人の要否) 別紙のとおり参考人を要請します。 参考人を要請しません。	
上記のとおり陳述の機会を請求します。 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会議長 国立大学法人上越教育大学長 殿 年 月 日 請求者 住所 氏名 印	

- (注) 1 陳述請求の理由欄には、審査説明書に対する不服等の理由を記入してください。
2 陳述の方法及び参考人の要否欄は、不要のものを消してください。
3 参考人を要請するときは、参考人の氏名、職業又は職名、住所及び参考人を要請する理由を別記第3号様式に記入して提出してください。
4 この陳述請求書には、必要と認める資料を添付することができます。

別記第3号様式（第4項関係）

参 考 人 要 請 書

(参考人の氏名)	(参考人の職業又は職名)
(参考人の住所)	
(参考人を要請する理由)	
<p>国立大学法人上越教育大学教育研究評議会議長 国立大学法人上越教育大学長 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請求者 氏名 印</p>	